

第38回川口市景観形成委員会 会議録

日 時 令和8年8月18日（火） 開会 午後2時00分
閉会 午後2時50分

会 場 川口市役所 第一本庁舎 3階 301会議室（WEB会議）

出席者 （会長）宇於崎 勝也
（委員）齋藤 伊久太郎 岩谷 和彰 杉山 朗子

事務局 【川口市】
技監兼都市計画部長 佐藤 貴彦
都市計画課長 島川 和憲
都市計画課計画推進係長 渡辺 拓也

1. 開 会

2. 議 題

- （1）デジタルサイネージに関する屋外広告物の許可基準及び適用除外規定の改正について（川口市屋外広告物条例の許可及び適用除外にかかる施行規則別表の一部改正）
- （2）川口市デジタルサイネージガイドライン（素案）について

川口市景観形成委員会条例第8条第2項の規定により、会議の成立を宣言し、会長が会議の議長となり審議を開始する。(傍聴人2名)

—以下要約—

(委員)

昨今、外国の方が店舗の店主もしくはオーナーになっているケースが増えてきているように見受けられ、派手な広告を用いている傾向があるように思える。そういった中で多言語化して注意喚起するような形をとることが必要になってくると思うが、ガイドラインの多言語化について何か用意しているか。

(事務局)

委員ご指摘のとおり、本市では外国の方が増えており、多言語化の対応は重要だと考えている。現状、素案の段階であるため、AI等も活用しながら本市の実情に則した対応を検討していきたいと考える。

(会長)

今の質問は自家用広告物の話かと思うが、今回の議題は、自家用広告物だけでなく、デジタルサイネージ自体が屋外広告物条例の対象となり、屋外広告業登録事業者でないと設置できないという認識で良いか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

それであれば、面積の大きいものは許可を得て事業者が設置することになり、自店舗の看板で小さいものを掲出する場合は、自家用広告物として扱い、許可不要で掲出するということで良いか。

(事務局)

そのとおりである。実際、デジタルサイネージを掲出している外国の店舗も多く、聞き取りを行うと日本の事業者を通じて設置をしているが、広告物の表示者はその店舗のオーナーであることが一般的である。そのため、外国語への対応も必要だと感じている。

(会長)

他にご意見等あるか。

(委員)

私は、屋外広告委員会に関する委員会等に参加し、デジタルサイネージの考え方や問題点等について議論してきた。他自治体では、映画やゲームの広告で銃や刀が出てくる場面や、顔がいくつも並ぶ映像についてはカットしてもらった事例がある。今回の素案には、握り拳や人物の顔がクローズアップされる表

現を控えてほしい旨が書いてあり、この点については大変良いと思う。具体例として明文化する必要はないと思うが、事業者等との協議の際にはそういったものを控えるよう誘導していただければと思う。また、夏場に海水浴などの表現をする際、肌の露出した映像が使用されることがある。一般的な表現で公序良俗に反するとまではいかないが、広告物として扱った場合に不適切に見える場合もある。そのため、バックデータとして『こんな内容については控えてもらおう』というような具体的な資料も準備しておくべきかと思う。

二点目として、赤や橙、黄色などの安全色彩は、JIS で定められているかと思うが、それらの色が背景全面に使用されるのは非常に問題と感じる。しかしながら、コーポレートカラーであるという理由から、それらの色を使用している事例も複数見受けられる。ガイドラインの中で、文章だけでなく JIS で定められた安全色彩の一覧表などの掲載も検討いただければと思う。

(事務局)

一点目の暴力的な表現やテレビゲームのような銃の表現、肌の露出に関する表現についてだが、事務局としても苦慮している。内容中立規制にとどまり、詳細の内容に踏み込んだ規制はできないと認識しており、どこまでお願いができるかについては課題であると感じている。そのため、今回 Q&A に動画の QR コードを掲載し例示するなど、事業者へわかりやすくなるよう工夫した。ただ、委員ご指摘のとおり、銃や人の顔がたくさん出てくるような表現も含めてさまざまな事例に対応できるよう、検討していく。

二点目の安全色彩についてだが、誘導していく立場として一層の知識をつけないといけないと感じている。一方で、複雑化しすぎて対応ができないなどの課題もあると考えており、掲載する内容については慎重に研究していく。コーポレートカラーの取り扱いについては、今後の課題とする。

(会長)

事例等を十分に盛り込んでいただければと思う。他にご意見等あるか。

(委員)

広告物の規制については、今回のガイドラインのように色や音といった、内容に関わりのない内容中立規制であれば問題は生じにくいですが、例えば肌の露出など、内容に関わる規制になると憲法の表現の自由に関わり、憲法違反になる可能性がある。特に肌の露出については、非常に性的な表現と認識される場合はある程度の規制ができる場合もあるが、単に外見的な露出があるのみで、性的な意味を持たないものについてまで内容規制に踏み込んでしまうと、憲法違反にもなりかねず、難しいと思う。内容に関わるものについては基本的には触れないほうが無難と思う。もし内容に関わっていくのであれば、あくまで個別的なものとして扱い、その都度検討が必要と思う。

(事務局)

事務局としても、内容規制と表現の自由は広告物行政の大きな課題であると認識している。今後ご相談させていただくこともあるかと思うゆえ、その際はご教示いただきたい。

(会長)

今考えているのは、基本的には設置するときの基準と思うが、デジタルサイネージの特性上、表示内容が変わっていく可能性がある。例えば掲出後、一年ほど経ってから内容が変わり、表現が不適切ではないか、といった問い合わせを受けた場合は、どのような対応を考えているか。

(事務局)

実際にそのような問い合わせを受けたことがあった。その際は、事業者及びオーナーと直接お話しをして、個別具体の例を見ながら表現の意図を達成するための適切な方法を話し合った。その事業者は、理解ある方であったため了承いただいたが、了承いただけない場合もあることを想定すると、今後他市の状況等をヒヤリングしながら対応を検討していきたいと考えている。

(会長)

運営上の問題になるが、市民から苦情や情報提供が来て、今のように設置者や運営者に会ってヒアリングをした際、了承いただければ簡単だが、そうなるとは限らない。苦情等の情報や他自治体のヒアリングの結果、市の対応を一覧にした表のようなものを作成し、それを積み上げていきながら数年かけてガイドラインの内容についても精査を進めていくというような認識で良いか。

(事務局)

本市では大きなデジタルサイネージが多く掲出されているわけではないが、事前に対策し、誘導したいという意図で本ガイドラインを作成している。今後問題が具体化していく場合は、改正などの必要も生じる可能性があると考えている。技術進歩も想定され、事例が積みあがってきた際には都度改正も検討する。

(会長)

イメージではあるが、駅前で多くの人が集まる場所では暴力的な表現があると子供に対して良くないのではないか。自宅マンションの窓からサイネージが見え、明るすぎて夜寝られない、といった苦情がくる可能性もあるのではないか。

(事務局)

まず、住宅街における夜間の運用については、時間的な対応が適切と考えている。明るさなどは、中立的規制であるため掲出者と話ができればと思っている。また、暴力的な内容に関してどのように対応していくかは今後苦慮する点

と認識している。事例等を含めた研究が不足しているため、事業者と話し合いをしながら対応方針を考えていく。また、デジタルサイネージは内容を変更できることが良さでもあることから、そこを逆手に取って表現したいことを聞き取りながら誘導、お願いができればと考えている。

(会長)

他にご意見等あるか。

(委員)

白色等についても「明るくしすぎないように」、と記載されており良いと思うが、明度 N8 前後までといった数値基準を設けている自治体もある。白色は眩しすぎる場合もあり、具体的には明度 N9.5 の白色を使用すると光の影響でかなり明るく見える場合がある。事業者も眩しさを実感していないことも多く、指摘されて初めて知るといったケースもあった。白色を見たとたんに目がくらんだり、目の弱い人にとっては他のものが見えなくなることもあるため、明度 N8.5 未満という基準を置いている自治体もあるということを参考までにお伝えしておく。

(事務局)

できるだけ定量的基準を採用していきたいという考えから、夜間の輝度に関しては定量的基準を提示した。一方でマンセル値や明度に関する定量基準を見送った理由は、白色を使用する場合においても全面的か部分的か、周囲の色や表現内容によって感じ方も変わるため、数値だけでは測れない部分があるためである。ただ、委員ご指摘のとおり、白色が与える影響の強さを周知することは重要であり、定量基準について改めて目的の一つとして、検討していく。

(委員)

白色については、背景全体に使用されると眩しすぎる、という意味でお伝えした。引き続き検討いただきたい。

(会長)

他にご意見等あるか。

(事務局)

本日ご欠席の委員から、メールにてご意見をいただいているため紹介する。

『デジタルサイネージを採用することで、より細やかな表現が可能になる中で表現の自由という観点から判断が難しくなる事例について、定量的にガイドラインを示せる部分は示すような形を取ることと、もしくは定量的には他自治体における指導のケースを参照するという考えられるかと思う。』というご意見をいただいた。

デジタルサイネージについては、表現の自由にも十分配慮しつつ、事業者にとっても判断しやすい基準とすることが重要であると考えている。輝度や画面切替え等、客観的に数値化することが可能である項目については、他自治体の基準等も参考に、可能な範囲で具体的な目安を示せるか検討を続けたい。一方、表示内容や色彩、映像の動きなど、一律の数値化が難しい事項については、表現内容そのものを行政が評価することのないよう留意しながら、具体的な事例等を示す形で、事業者にとってわかりやすいガイドラインにしていきたいと考えている。また指導のケースについても、ガイドラインの作成前に、事業者等へのヒアリングや他市への聞き取り等を行っていく。

(会長)

縛りすぎないようにしつつ、事前に事業者とお話し、了承いただいたうえで掲出していくという認識で良いか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

他にご意見等なければ議題（１）（２）の質疑を終了する。